

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
9	令和3年7月8日	市町村標識について	下道の町境にはイラスト付きのユーモラスな標識が立っているのに、山陰道には琴浦町の標識すらない。標識設置について、国交省に依頼できないか？	山陰道の所管である国土交通省に問い合わせたところ、「県内の標識が無い市町村につきましては、標識を新規設置する方向で予定しています。現時点では設計段階ですので設置時期は未定です。」との回答を受けました。	建設住宅課	0858-55-7804	令和3年10月1日	令和3年8月19日
10	令和3年7月16日	小中学校における措置について	7/7からの記録的な大雨にも関わらず、町内の小中学校は臨時休校等の措置がなされず、通常どおりの登校だった。 土砂災害の可能性もある中での登下校は非常に危険であり、判断ミスであると考え。 なぜこのような判断に至ったのか明確な答えと保護者への謝罪を求める。	大雨等気象状況に関する学校の対応については、気象庁等が発表する情報をこまめに確認しながら、町内校長会会長と教育長で協議を行い判断しています。 今回は、前日に保護者に気象情報とあわせ通学時の安全確保などに関する連絡をするなど、学校ごとに対応を行いました。 予報では登校、下校時間帯の予想雨量は25ミリ程度と、通学に危険な状態ではないと判断し通常登校としました。 その後、午後にかけて激しい雨となりましたが、下校時には学校によって集団下校や保護者引き渡し下校とするなどで安全確保に努めました。 翌8日についても、降雨量が減っていく予報であったため、通常登校としました。 気象災害が全国で多発する中、保護者や地域の皆様にはご心配をおかけすることもあるかと思いますが、正確な情報収集と保護者への連絡を心がけながら、児童・生徒の安全を第一に対応していくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	教育総務課	0858-52-1160	令和3年10月1日	令和3年10月1日
11	令和3年7月26日	旧東伯町の住宅用土地について	若い世帯が住宅を建てるのに旧東伯町には宅地に適した土地が少なく町外へ町民が流出している。 棚下団地もほぼ埋まりつつあるので、琴浦東インターから国道九号にかけての土地を住宅用土地へと改良することにより若い町民の流出を防ぎ、町外からの住民を取り入れることが出来ると思われる。 早急に実施して頂きたい。	この度はご意見をいただきましてありがとうございます。 琴浦町としましては、現時点で新たな住宅土地開発の予定はありませんが、旧東伯町地域では民間による住宅土地開発が進んでおり、こちらをご活用していただきたく考えます。 また、旧赤碓町地域ではきりタウン住宅団地の残り区画があり、販売促進を行っているところで、移住定住奨励金と併せてご活用いただけるようPRして参ります。 この他にも空き家の活用など、移住定住支援策を検討して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ご指摘いただきました件については現在策定中の琴浦町総合計画(今後10年間の政策の方針を示す計画)の中でも重要な課題として検討していきます。	企画政策課 総務課	0858-52-1708 0858-52-2111	令和3年10月1日	令和3年8月3日
12	令和3年8月10日	鳴り石の浜トイレについて	鳴り石の浜トイレが臭くて汚いし、手洗いの水もほとんど出ない。 管理はどうなっているのか？観光客に対して失礼だし、鳥取県の恥になります。	この度は、鳴り石の浜のトイレを使用された際に、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。 鳴り石の浜のトイレは、琴浦町が管理しております。 掃除の頻度は、週に2回程度であります。 また、手洗いの水流については、現地確認を行い、修繕させていただきます。 今後は、現状をよく把握して、汚れや臭いへの対応をまいります。	商工観光課	0858-52-1713	令和3年10月1日	令和3年8月13日

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
13	令和3年8月17日	ジェンダー平等と職場での身だしなみについて	ジェンダー平等が推進されているにもかかわらず、「女性はおしゃれするもの」「男性はちゃらちゃらするな」といったジェンダーバイアスがあり、茶髪へのハードルの高さが男女で異なっていると感じる。 ついては、男女共同参画の推進・啓発、職員研修等の際に、「ジェンダー平等と職場でのおしゃれ・身だしなみ」について、注目していただきたい。	御意見いただき、ありがとうございます。 本町では男女共同参画社会の推進において、誰もが自分らしく生きられる社会を目指して、ジェンダーの平等についても啓発を行っているところです。 職場でのおしゃれ・身だしなみについても同様に、性差で制限や不平等が生じることは、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題であり、ジェンダー平等の観点から一人一人が意識を変える必要があります。 なお、職員には接遇マニュアルに基づき、全体の奉仕者である公務員として、お客様に不快感や不安を与えるような身だしなみとならないよう促すとともに、研修の際には、男女共同参画・ジェンダー平等の視点を欠かさないよう配慮しています。 町としましては、今後もジェンダーバイアスをはじめとする各種人権課題の解消に向け、啓発に取り組んで参ります。	総務課 企画政策課	0858-52-2111 0858-52-1708	令和3年10月1日	令和3年8月19日
14	令和3年8月23日	職員の対応について	公民館主事さんがあまり愛想がないし上から目線な対応もあるし、とても住民目線で仕事をしているように見えなくて残念である。 また、勤務時間中にどこか行ったり、ネットに様々な出来事をあげているようであるが、問題があると思う。 役場は当該者に対し、どのような指導を行っているのか？	職員の接客姿勢等により、御不快に思われたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。 事実確認を行ったところ、勤務中の外出については、各種会合や協議、必要物品の買出し等のためであり、ネット等へのアップは勤務時間外に行っていることを確認しました。 しかし、公務員として、住民の方に誤解を招くような行動を取ることがないよう、改めて公務員としての意識向上や接遇姿勢について、本人へ指導を行うとともに、職員全員にも周知徹底を図りました。 町民の皆様からいただいた御指摘に関しましては、真摯に受け止め、より一層の住民サービスの向上に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。	総務課 社会教育課	0858-52-2111 0858-52-1161	令和3年10月1日	令和3年10月1日
15	令和3年8月26日	総合体育館と農業者トレーニングセンターの利用について	(1) 東伯総合体育館(以下「総体」という。)と赤碓農業者トレーニングセンター(以下「トレセン」という。)の閉館日は、条例・規則で決まっているが、なぜ現在でも閉館日が必要なのか。 (2) 閉館日の総体職員の勤務態勢はどのようになっているか。 (3) トレセンは国民の祝日の翌日は休館日のようであるが、職員不在の施設でなぜ休館日が必要なのか。 (4)・(5) 東伯勤労者体育センターが解体され、総体とトレセンは町民が身体を動かすことができる貴重な体育施設である。ついては、閉館日を無くし、町民の利用機会を拡大されたい。	(1)・(3) 利用者の方に安全に施設を利用していただけるよう、総合体育館の他15施設(小学校の体育館やグラウンド、武道館等)の保守点検や維持管理を行っているため、休館日を設けています。 (2) 閉館日の総合体育館職員の勤務体制は通常勤務となっております。また、土日に大会やイベントがあるため、職員が休館日に休暇をいただく場合があります。 (4)・(5) 総合体育館大規模改修の際にも同様の御意見をいただき、農業者トレーニングセンターの休館日を閉館しましたが、ほとんど利用はありませんでした。現在、総合体育館や農業者トレーニングセンターの開館日でも利用できる曜日や時間帯もあります。また、旧小学校体育館などもご利用できますので、健康づくりの場としてご利用ください。	社会教育課	0858-52-1161	令和3年10月1日	令和3年9月3日

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
16	令和3年8月27日	薪ストーブ・ペレットストーブ補助について	木質バイオマスはカーボンニュートラルではないので、薪ストーブ補助事業は次年度から止めて欲しい。 地元木材資源を生かせる他の方法を見つけていくべき。	<p>琴浦町では、「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」(平成24年9月制定)に基づく「琴浦町環境基本計画(第2次)」(平成30年3月制定)により、再生可能エネルギーの導入促進の取組を進めており、木質バイオマスストーブについても、町内の住宅等が設備導入した場合にその経費の一部を補助しています。</p> <p>木質バイオマスストーブは、化石燃料の代替エネルギーとして地域内の間伐材などをエネルギー資源として活用でき、エネルギーの地産地消に寄与するものであると考えています。</p> <p>また、設置や使用にあたっては、消防法や建築基準法のほか環境省によるガイドライン(平成24年)に示された使用法を遵守し、有害物質の発生を抑え近隣住民に配慮して行う必要があると考えています。</p> <p>こうしたことから、木質バイオマスストーブの適切な使用方法を町のホームページに掲載するとともに、事業申請時には近隣の生活環境も踏まえ、適切に利用していただくよう周知をしていきます。</p> <p>なお、地元木材資源の活用については、町産材・県産材の建築物への使用や木のおもちゃを使用した木育などを、担当部署が中心となって推進しているところです。</p> <p>今後等国等の動向を踏まえつつ、関係機関とも連携しながら環境施策を推進していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	企画政策課	0858-52-1703	令和3年10月1日	令和3年10月1日
17	令和3年8月30日	広報ことうら8月号の表紙写真について	<p>広報ことうら8月号の表紙写真について、児童一人が欠けていたり、人の顔が切れてしまっている。</p> <p>また、中身のページにも同じような写真が使われており、紙面がもったいない。</p> <p>「誰一人取り残さない」を目指すSDGsの特集であったにも関わらず、児童一人を削ってまで町広報の表紙とした集合写真について、どのような意図があったのか回答いただきたい。</p>	<p>このたびは、広報ことうらへ貴重なご意見をいただきありがとうございます。また、ご不快に思われたことに対しましても深くお詫び申し上げます。</p> <p>当該画像につきましては、SDGsについて学んだ児童生徒たちの元気な姿が印象的だったため、表紙及び特集記事内でも使用させていただきました。表紙の写真が切れてしまっていたこと、また児童1名が写っていないことにつきましては、掲載用にサイズを調整する際に端が切れてしまい、十分に校正を重ねましたが、認識されないまま掲載しておりました。</p> <p>他意なく掲載をしたものですが、児童生徒とご家族、また教職員をはじめ、読者の皆さまへの配慮が欠けておりましたこととお詫び致します。</p> <p>また、この件を重く受け止め、より一層広報紙制作・校正作業を厳格化し、再発防止に努め、町民の皆さまから親しまれる広報紙を目指して参ります。</p>	企画政策課	0858-52-1708	令和3年10月1日	令和3年10月1日
18	令和3年8月31日	使用済み切手の収集について	使用済み切手の収集について、以前は取組が行われていたが、現在は活動が休止している。 当該活動は、老若男女誰もが参加できる身近なボランティアなので、町や社協で音頭を取って取組を復活させてもらえないか。	<p>使用済み切手の収集活動をされていたボランティア団体は、外国で医療活動を支援する団体に寄付されていました。</p> <p>現在、寄付していた外国で医療活動を支援する団体はコロナウイルス感染症予防のため使用済み切手の受付を休止されています。</p> <p>つきましては、外国で医療活動を支援する団体が使用済み切手の受付を再開された場合は、町社協のボランティアセンター所属の団体で使用済み切手の収集活動が出来るように検討します。</p>	福祉あんしん課	0858-52-1715	令和3年10月1日	令和3年10月1日

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
19	令和3年 9月2日	公共施設における喫煙について	ポート赤碕と鳴り石の浜に喫煙所が設置してあるが、受動喫煙法の内容も踏まえると不適切ではないか？	この度は、道の駅ポート赤碕のコンビニ前及び鳴り石の浜のトイレ横における受動喫煙について、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。 道の駅ポート赤碕の喫煙場所については、受動喫煙に配慮し、速やかに灰皿を撤去いたします。 また、鳴り石の浜の喫煙場所についても、同様に受動喫煙に配慮し、速やかに灰皿を撤去いたします。 ご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。 今後も利用者の皆様が快適にご利用いただける施設環境を目指して参りますのでご理解の程、よろしくお願いたします。	商工観光課	0858-52-1713	令和3年 10月1日	令和3年 10月1日
20	令和3年 9月24日	スポーツジムの設置について	総合体育館のトレーニングルームは、狭いし、機械の台数も少ないので、気軽に使えないように感じる。 については、町内にスポーツジムを設置してはどうか？	いただいたご意見のとおり、総合体育館のトレーニングルームはスペースが狭いため、設置できる機械の台数に限りがあります。 現状ではスペースの増床等も難しいため、機械の配置替えや1台で数種類の効果的なトレーニングができる機械を整備するなど利用環境の改善を検討します。 なお、機械の使用方法やトレーニング方法などの指導ができるトレーナーを配置しているとともに、比較的用户の少ない曜日や時間帯もございますのでお問い合わせ下さい。 今度も住民の方の健康増進に向け、気軽に利用していただける施設となるよう努めて参りますので、御理解とご協力をお願いいたします。	社会教育課(総合体育館)	0858-52-2047	令和4年 1月4日	令和3年 10月20日